

2023年度版

農業経営支援策 活用ガイド

～経営の発展に役立つ支援策～

この活用ガイドは、令和4年度補正予算および令和5年度予算で措置した各種支援策を中心に農業経営に役立つ主な支援策を紹介します。

花 巻 市

目 次 (1/2)

取 組 内 容

頁

「人と農地の問題」の解決

1	地域の「人と農地の問題」の解決策の話し合い	1
2	担い手への農地の集積を進めたり、農地の分散錯圃状態を解消（連担化）したい	2
3	耕作条件を改善したい	4

人材の育成・確保

4	新たに農業を始めたい	6
5	新たな人材を確保したい	11
6	経営力を高めたい	12

経営発展に向けた取組

7	認定農業者になりたい	13
8	集落営農等の組織化・法人化を進めたい	14
9	法人経営のための研修を受けたい	15
10	グリーン・ツーリズムをしたい、又は体験の受入れをしたい	16

目 次 (2/2)

取 組 内 容		頁
安定した農畜産物の生産		
11	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	17
12	野菜等を安定的に生産したい	19
13	畜産・酪農経営に安定して取り組みたい	21
14	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	28
15	中山間地域等での農業生産活動を継続させたい	29
16	環境にやさしい農業に取り組みたい	30
17	野生鳥獣による農産物被害を減らしたい	31
農業生産施設等の整備・導入		
18	農業用機械等を新たに導入したい	32
19	I C T 技術を新たに導入したい	35
資金の確保		
20	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	37
21	将来の農地や建物・機械等の取得に備えて自己資金を確保したい	38
その他		
22	伐採した針葉樹を有効活用したい	39
23	6次産業化や産業支援の制度を利用したい	40

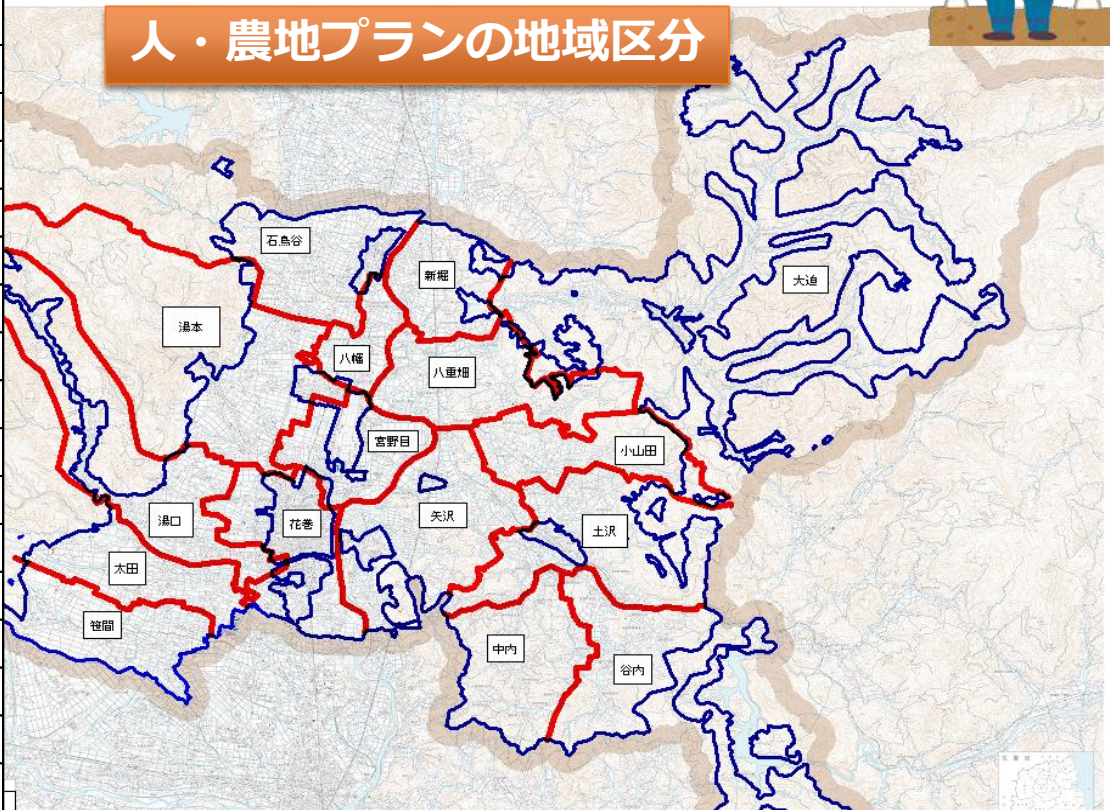
1 地域の「人と農地の問題」の解決策の話し合い

花巻市では、令和元年度から令和2年度にかけて地域の農地利用などに関する話し合いを再活性化させることを目的として、国の指針のもと全地区において「**人・農地プランの実質化**」に取り組みました。今後は、令和5年4月施行の改正法に基づき、人・農地プランの内容を更に充実化させる「**地域計画**」の策定に向けた取り組みを行います。

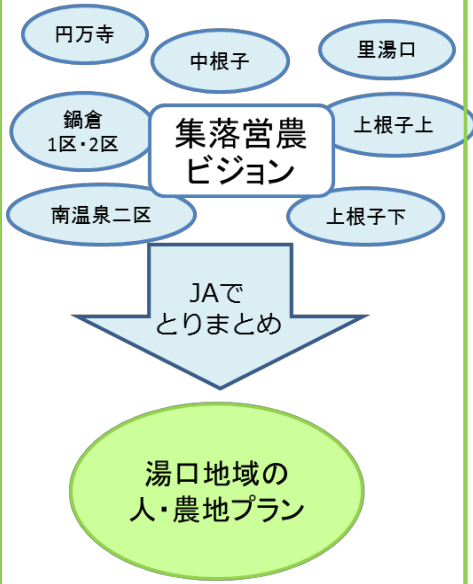


人・農地プランの地域区分

プラン地域	
1	花巻
2	矢沢
3	宮野目
4	湯本
5	湯口
6	太田
7	笹間
8	大迫
9	石鳥谷
10	八幡
11	八重畑
12	新堀
13	小山田
14	土沢
15	中内
16	谷内



【例】湯口地域の場合



- ◆ 花巻市には農家組合（集落）単位で作成した153の“集落営農ビジョン”が存在しています。
- ◆ そのビジョンをJAの支店単位で取りまとめ、現在花巻市には**16**の“**人・農地プラン**”が存在しています。
- ◆ 花巻市では16地域全てにおいて「**人・農地プランの実質化**」に関する**取り組みが完了**しています。
- ◆ 実質化が完了したことにより、各種補助事業等の補助対象になることができます。
※なお、補助金の交付等を受けるためには、別途定められた要件を満たす必要があります。
- ◆ 今後も市内の担い手等が各種補助事業の対象になり続けるためには、令和7年3月までに「地域計画」を策定する必要があるため、計画策定の取り組みを進めていきます。

2 担い手への農地の集積を進めたり、農地の分散錯圃状態を解消したい

地域の皆さんで話し合っ、地域の農地をまとめて農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付けると交付されます。

地域集積協力金（集積・集約化タイプ）

※交付希望の地域は市へ相談してください。
※相談がない場合、交付されません。

【交付単価】

区分	機構の活用率		交付単価
	《一般地域》	《中山間地域》	
1	20～40%	4～15%	1.0万円／10a
2	40～70%	15～30%	1.6万円／10a
3	70%～80%	30～50%	2.2万円／10a
4	80%～	50～80%	2.8万円／10a
5	—	80%～	3.4万円／10a

【主な交付要件】

- ・ 交付対象面積の **1割以上が新たに担い手に集積** されること
- ・ **実質化した人・農地プラン** の策定地域であること
- ・ 区分1のみ団地面積要件があります（詳細はお問い合わせください）。

■ 機構の活用率とは・・・

$$\frac{\text{機構への累計貸付面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

■ 中山間地域とは・・・

花巻市の場合
東和地域、大迫地域
が該当します

集約化奨励金

※交付希望の地域は市へ相談してください。
※相談がない場合、交付されません。

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

【交付単価】

【主な交付要件】

区分	団地面積割合	交付単価
1	10%以上増	1.0万円／10a
2	20%以上増	3.0万円／10a

「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等（詳細はお問い合わせください）。

【お問い合わせ先】 花巻市農林部地域農業推進室
電話 0198-23-1400

米と野菜を作っているけど、野菜に特化しようかな！
リタイアするから、農地を誰かに貸したいな！
そういった時に機構を活用すると交付されます。



経営転換協力金

【※ 1世帯 1回限りの交付です】

【交付単価】

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

★経営転換協力金は、令和5年度いっぱいで廃止となります。

★令和5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付対象となります。

【交付対象者】

- ・ 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・ リタイアする農業者

【主な交付要件】

全ての農地を10年以上機構に貸し付ける必要があります（詳細はお問い合わせください）。

※10a未満の自作地は残しても構いません。

《申請・交付の時期》

- **地域集積協力金** 2月申請➡3月交付
- **経営転換協力金** 12月申請➡3月交付

※交付を受けるには市への申請が必要ですので、希望の方は以下の問い合わせ先まで御相談ください。

特定地域農地流動化交付金（市単独補助事業）

農地中間管理機構を通じて中山間地域の急傾斜地等の農地を借り受けた農業者等へ交付金を交付します。

【交付単価】 2万円/10a

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化と高収益作物への転換を加速するため、耕作条件の改善が受けられます。

事業名：農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構、土地改良区、農地所有適格法人（旧名称：農業生産法人）等が事業主体となって耕作条件の改善や高収益作物への転換を行う場合、その事業費の一部を補助されます。

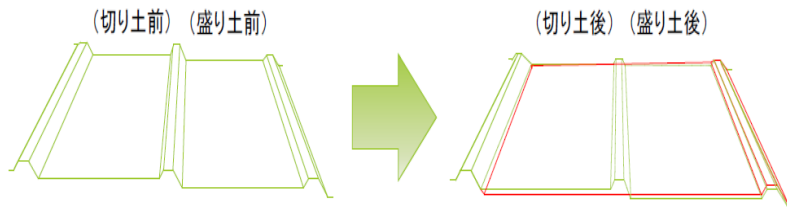
《地域内農地集積型》

整備済み農地の簡易な整備（区画拡大、暗渠排水等）、用水路の更新整備やきめ細やかな基盤整備（農地・農業水利施設の整備等）が対象となります。

《高収益作物転換型》

高収益作物への転換プラン作成や導入等が対象となります。

《区画拡大》



畦畔除去等による田・畑の区画拡大等の整備

・区画拡大

12.5万円/10a

・暗渠排水

7.5万円/10a 等

- 農地中間管理機構による農地の集積を行う地域（農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域）
- 総事業費200万円以上
- 受益者数2者以上

担い手に一定以上集約化（面的集積）することで、交付金が交付される場合があります。

【採択方法】 事業実施年度に入ってから採択申請が可能！（複数回受付）

【申請方法】 農地中間管理機構から国への直接申請も可能！
その他の事業主体からの申請先は、県現地機関（北上農村整備センター）です。（申請前相談は市農村林務課でも受け付けます。）

営農の継続を通じて農業農村の維持発展を図るため、農作業の効率化や耕作放棄の防止等のための簡易な基盤整備を支援します。

事業名：いきいき農村基盤整備事業（県事業）

土地改良区等が事業主体となって農業を持続するための事業を支援する。

- ① 田畑の区画拡大（10万円/10a）
 - ② 暗渠排水（15万円/10a）
 - ③ 湧水処理（15万円/100m）
 - ④ 畑地かんがい施設（20万円/10a）
 - ⑤ 耕作放棄防止（2万円/10a）
 - ⑥ 耕作道整備（事業費の50%）
- ほか

- 事業費が50万円以上200万円未満
- 受益者数2者以上

【申請方法】

申請先は、県現地機関（北上農村整備センター）です。
（申請前相談は市農村林務課でも受け付けます。）

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の費用負担を求めずに大区画等の基盤整備を実施できます。

事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業

【事業趣旨】

農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、担い手への農地の集成・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進するもの

【採択要件】 区画整理、農用地造成の場合（国実施要領 第4）

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ② 事業対象農地面積が10ha（中山間地域等は5ha）以上であること
（事業対象農地を構成する各団地は1ha（中山間地域等は0.5ha）以上の連坦化した農地）
- ③ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上あること
- ④ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化を機構の方針として設定すること
- ⑤ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること

・事業実施の事前同意徴集はないが、事業実施前に換地についての同意は必要

○ 農業農村整備事業の実施までの流れ

事業実施の準備から完了までおおよそ11～12年程度を要します

- ① 集落内での合意形成期間（2年程度）
（農業者）事業推進委員会の設立、採択要件を満たす営農・整備構想の検討
（花巻市）県営農業農村整備事業の計画調査への申請
- ② 調査計画期間（3～4年程度）
（岩手県）事業実施に必要な農地集成図・地形図や事業計画の作成、国へ申請
- ③ 事業実施期間（6年程度）
（岩手県）圃場整備実施及び換地作業

○ 転用防止措置について

農業者負担のない事業ですが、下記の転用防止措置があります

- ① 農用地区域からの除外は農地中間管理権の残存期間が満了している場合に限り可
（管理権設定期間により、最低15年間は除外（転用）できません）
- ② 期間内に所有者が農地中間管理権を除外した場合等には特別徴収金の徴収がある

【相談先】

花巻市農林部、土地改良区、岩手県現地機関（北上農村整備センター）

「認定新規就農者」になりましょう。

「青年等就農計画」を作成し、市に計画の認定を申請します。この計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」といいます。

青年等就農計画の認定申請ができるのは、49歳以下の方です。

青年等就農計画の有効期間は、認定をした日から5年間（既に農業経営を開始した者については、農業経営を開始した日から5年間）です。

【お問い合わせ】
花巻市農林部農政課農政係
0198-23-1400

<認定新規就農者には、様々なメリットがあります>

- ◎青年等就農資金（無利子融資）、経営体育成強化資金、農業近代化資金 → P.37へ
- ◎新規就農者育成総合対策
 - 経営発展支援事業 → P.6へ
 - 経営開始資金 → P.7へ
- ◎経営所得安定対策 → P.17へ

1 経営発展への支援

経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策）

（機械・施設の導入等）

- 対象者：令和4年度から農業経営を開始する認定新規就農者
- 補助額：補助対象事業費上限1,000万円
（夫婦の場合は1,500万円）

※P.7で紹介する「経営開始資金」を活用し、農業経営開始1～3年目に150万円/年（夫婦の場合は225万円/年）を受ける場合は補助対象事業費上限が500万円（夫婦の場合は750万円）となります。

- 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4
（1,000万円の場合は国500万円、県250万円、本人250万円）

○その他事業要件等

- ・事業を希望する認定新規就農者が取組計画を作成し、取組計画に応じたポイント方式でポイントが高い順に事業が採択されること。
- ・本人負担分について、金融機関から融資を受けること。

2 資金面の支援

- ① 経営開始資金（新規就農者育成総合対策）
経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道にのるまでを支援します。

○交付金額及び交付期間

農業経営開始1～3年目 150万円／年
(夫婦の場合は225万円／年)

※前年度の世帯所得が600万円以上になると、交付を休止することになります。

○募集期間

随時、対応しておりますが、国や県、市の予算の都合上、相談を受けた年度から資金を交付することができない場合があります。

○資金の交付時期（予定）

上期：9月 下期：3月

【お問い合わせ】

花巻市農林部農政課農政係 0198-23-1400

- ② 就農準備資金（新規就農者育成総合対策）
令和2年度から、岩手県では、就農に必要な生産技術、知識、経営管理能力の習得に向けた、講義や演習、新規就農者の受入経営体での現地実習等を組み合わせた研修を行っています。

この研修を受講された方に限り、就農準備資金の交付対象となります。

○交付金額及び交付期間

150万円／年 研修期間中の最大2年間

※前年度の世帯所得が600万円以上になると、交付を休止することになります。

【お問い合わせ】

中部農業改良普及センター 0197-68-4464

新規就農者関連支援事業

花巻市では、農業の担い手確保及び定着を図ることを目的として、新規就農者に対する支援事業を行っています。

花巻市新規就農者支援事業

【事業概要】

市内在住で新たに新規就農（親元就農を除く）する方を対象として、生産資材費等の初期費用や、農地の賃借料を補助します。

【具体的な事業内容】

農業用機械、資材費等の補助 800,000円を上限（交付を1回限りとする）
農地の賃借料への補助 50,000円（10,000円/10a、50aを限度とする）

【募集時期・補助金交付時期】

随時、対応しています。

花巻市農業研修支援事業

【事業概要】

研修期間に特化した住居支援と研修受入れ農家に対しての支援を行います。

【具体的な事業内容】

住居支援 家賃の2分の1以内で月額20,000円を上限（2年以内の支援）
農業研修受入れ補助 研修生を受入れた経営体へ月額50,000円（2年以内の補助）

【募集時期・補助金交付時期】

随時、対応しています。

○お問い合わせ

花巻市農林部農政課農政係 0198-23-1400

岩手県農業公社では、認定新規就農者等に対する支援事業を行っています。

新規就農スタートアップ支援事業

【事業目的】

新規就農者の営農の早期安定化を図ることを目的とする。

【事業対象者】

認定新規就農者又は就農5年以内の認定農業者。
※その他の詳細要件については、お問い合わせください。

【事業概要】

①税込10万円以上の農業機械・施設（中古ハウスを除く）の取得経費及び修理費の助成
②中古ハウスの移設費及び修理費の助成

【助成額】

1/2以内（50万円限度）

【募集時期】

2月、6月

○お問い合わせ

公益社団法人 岩手県農業公社
〒020-0884 盛岡市神明町7-5 TEL:019-623-9390

その他の移住支援施策

移住支援金・U I J ターン者就業奨励金

花巻市移住支援金

東京圏からの移住者に対し、移住支援金を交付

【主な要件】

- ・ 東京23区内又は東京圏に直近10年間で通算5年以上在住、または東京23区内に通勤・通学していた方
- ・ 平成31年4月1日以降に花巻市に転入した方
- ・ 過去に花巻市インターンシップ促進助成金の交付を受け、市内で就農した方
- ・ 花巻市空き家バンクの利用登録を行い、市内で就農した方
- ・ 花巻市U I J ターン者就業奨励金の交付を受けた方

※他の要件がありますので、詳細な要件につきましてはお問合せください。

【交付額】 世帯：100万円、単身：60万円

令和4年4月1日以降の移住から18歳未満の子1人につき
30万円を加算

令和5年4月1日以降の移住から18歳未満の子1人につき
100万円を加算

※申請期限は転入から1年以内

花巻市U I J ターン者就業奨励金

県外からの市内事業所等に就職した移住者に対し、奨励金を交付

【主な要件】

- ・ 1年以内に6カ月以上継続して勤務し、かつ期間の定めのない雇用契約であること。なお、新卒者は対象外。

※他の要件がありますので、詳細な要件につきましてはお問合せください。

【交付額】 25万円（移住支援金を併給する場合10万円）

※申請期限は転入から1年以内

【お問い合わせ】

花巻市商工観光部商工労政課 0198-41-3536

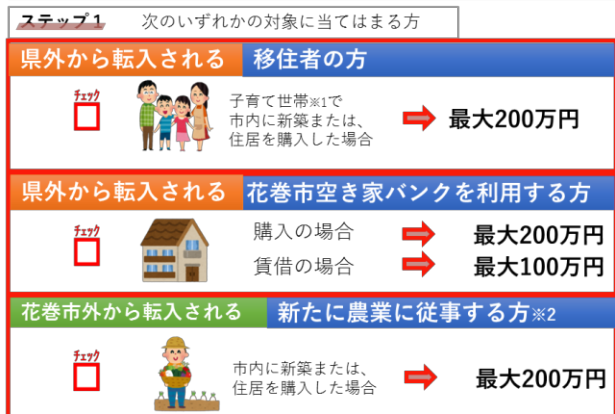
その他の移住支援施策

花巻市定住促進住宅取得等補助金

【制度拡充】

- ・子育て世帯の対象を18歳未満の子ども※1

※ただし、新たに農業に従事する方で、花巻市農業研修支援事業補助金交付要綱（花巻市告示第208号）に規定する研修を修了した方については、市内に移り住んでから2年以内に研修終了後1年以内に読み取れます。

**ステップ2** 次のすべての要件に当てはまる方

- 市内に移り住んでから2年以内に住宅取得又は空き家バンクを利用し借借契約した方
- or
- 市内に住宅を取得してから2年以内に住民登録をした方
- 取得又は空き家バンクを利用して借借契約した住宅に住民登録した方
- 定住しようとする方（5年以上）

空き家リフォームに係る支援

中古住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、その他の設備更新にかかる工事費用を補助します。

ただし、倉庫、車庫その他これに類するものにかかる工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構工事にかかる費用は対象外となります。

■補助率■

- ① 市内事業者等が改修
→ 左記の限度額内で全額を補助
- ② 市外事業者等が改修
→ 左記の限度額内で2分の1を補助

新生活スタートアップに係る支援

新生活のスタートアップに必要な家具・家電の購入費等を補助します。

■補助対象経費■

- ① 住宅の取得手続きの経費・借借手続きの経費、資金の借り入れ手数料
- ② 転校等により必要となる学校等の指定用品
- ③ 引っ越しにかかる経費
- ④ 火災保険料、地震保険料（1年分）
- ⑤ 家具・家電（税込単価が1万円以上で、施設の付帯物ではないもの。ただし、エアコンについては認めるものとする。）
- ⑥ 固定資産税相当額（1年分）

■補助率■

- 左記の限度額内で2分の1を補助

※1 18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方）と同居妊娠中の子どもを含む。

※2 生業として農業を行う予定がある方が対象です。

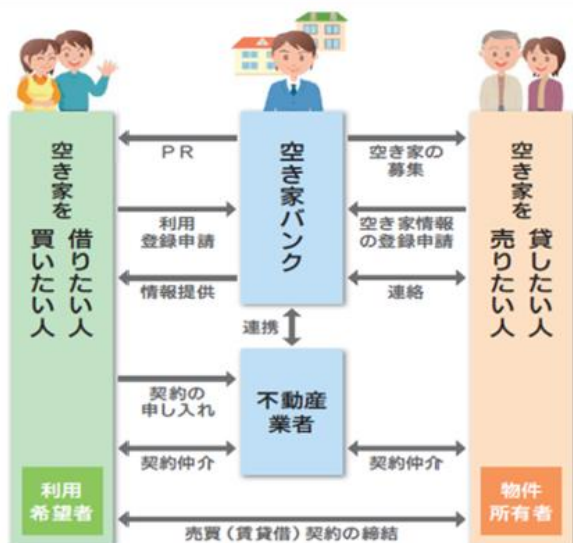
【お問い合わせ先】花巻市役所定住推進課

TEL：0198-41-3516 Mail：teiju@city.hanamaki.iwate.jp

■補助対象とする経費 ※①が空き家リフォーム補助金、②～⑦が新生活スタートアップ支援補助金の対象経費

- ① 中古住宅のリフォーム費用。ただし、外構工事費用は対象外。
- ② 住宅の取得・賃借の手続きの費用、資金の借り入れ手数料
- ③ 転校等により必要となる学校等の指定用品の購入費
- ④ 引っ越しにかかる経費
- ⑤ 火災保険料・地震保険料（1年分）
- ⑥ 家具・家電の購入費（税込単価1万円以上で、施設の付帯物ではないもの。ただし、エアコンについてはOK）
- ⑦ 固定資産税相当額（1年分）

花巻市空き家バンク



◇空き家バンク制度によりU I J ターン者の定住を促すとともに、市内に増える空き家を解消。

※空き家バンク登録物件が、市外から移住してきた方と売買（賃貸借）契約の締結に至った場合には、所有者へ10万円の奨励金を支給。

※空き家購入に伴い、敷地と一体となっている農地も取得する場合は、農業委員会（24-7911）での手続きが必要ですので、農業委員会までご相談ください。

【お問い合わせ】

花巻市地域振興部定住推進課

0198-41-3516

雇用就農に向けた支援（雇用就農資金）

○雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成します。

【対象者】

雇用元の農業法人等

【給付金額及び給付期間】

最大60万円/年（研修生が多様な人材の場合は15万円/年） 最長4年間給付

【その他】

- ・既に農の雇用事業の支援対象となった雇用就農者は除く
- ・新たに雇用した者に対する研修計画を定めていること
- ・過去に事業の支援対象となった雇用就農者の定着率が1/2以上であること

○新法人設立支援タイプ

農業の発展に資する優良な法人を増やしていくため、農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人として独立させるために実施する研修に対して支援します。

【給付金額及び給付期間】

最大120万円/年（研修生が多様な人材の場合は最大150万円/年）

最長4年間（ただし3年目以降は最大60万円/年）

【雇用就農者に関する要件】

- 1 原則49歳以下の者であること
- 2 研修開始日時点で正社員としての就業時間が4ヶ月以上であること
- 3 農業就業経験が5年以内であり、研修終了後も就農を継続する強い意欲を有する者であること

○次世代経営者育成タイプ

農業法人等において、その職員等を次世代の経営者として育成するため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人での現場実践研修（OJT研修）の取組を支援します。

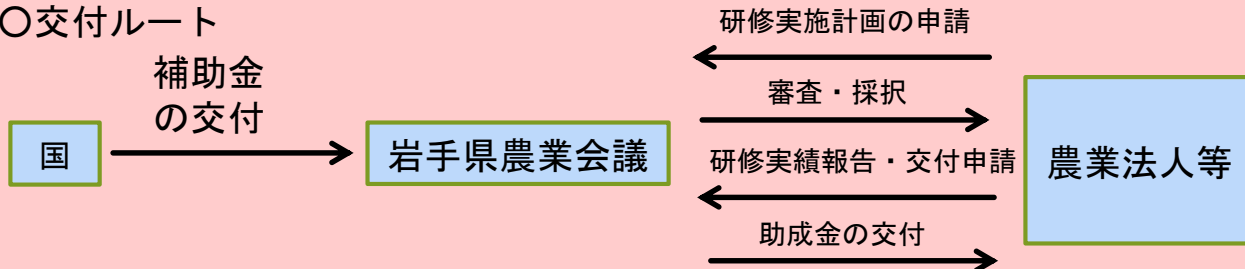
【給付金額及び給付期間】

最大120万円/年 最短3ヶ月から最長2年間

【雇用就農者に関する要件】

- 1 原則55歳未満の者であること
- 2 派遣元農業法人等の役員並びに正社員の者（代表者は除く）又は家族経営の後継者で、既に就農し経営に参画していること
- 3 研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う強い意欲を有する者

○交付ルート



【お問い合わせ】

岩手県農業会議

〒020-0884 盛岡市神明町7-5

TEL: 019-626-8545 1 1

花巻市農業推進協議会では、農業経営に関連した研修会を開催しております。

○愛農土塾

個別経営体を対象として認定農業者、人・農地プランの中心経営体に案内をしております。

○集落型経営体研究会

組織経営体を対象として集落営農組織、農地所有適格法人（旧名称：農業生産法人）等に案内をしております。

○研修会内容

- ・農地中間管理事業への取り組み
- ・法人化に向けての取組み
- ・各種補助事業に向けての取組み
- ・法人の決算および申告に向けての会計経理
- ・新たな農業政策への対応

※この他に希望する研修内容がある場合には、花巻市農業推進協議会まで連絡をくださるようお願いいたします。

○お問い合わせ先

花巻市農業推進協議会 TEL：0198-24-0606
FAX：0198-24-0621

○いわてアグリフロンティアスクール

経営革新、地域農業の確立に取り組む先進的な農業経営者を育成します。

○教育科目と教育方法

経営力とビジネス感覚の高い農業者の育成と時代や経営、さらには地域農業の課題に対応できる指導者の養成を図る教育プログラムが、受講者のニーズや事情に合わせて効果的に行えるよう組み立てられています。また、教育方法は、講義だけでなく、実習・演習、現地研修など多様な教育スタイルで行います。

○募集対象

- 県内に居住している下記のいずれかに該当する方
- 1 農業経営者、農業後継者、農業従事者等
 - 2 6次産業化に取り組んでいる者又はそれを支援しているもの
 - 3 農村地域活動に携わる者

○応募資格

大学に入学することができる資格を有し、農業又は農業に関連する事業の経験を有すること

○募集定員および受講期間

定員：35名 受講期間：令和5年5月下旬から令和6年2月上旬まで

○お申込みおよびお問い合わせ先

いわてアグリフロンティアスクール運営協議会事務局（岩手大学農学部地域連携推進室）
TEL：019-621-6231 FAX：019-621-6107 Mail：atiren@iwate-u.ac.jp
HP：http://news7a1.atm.iwate-u.ac.jp/iafs/index.html

認定農業者制度

意欲と経営能力のある農業者が、5年後を見通して自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくかを見据えて作成した「**農業経営改善計画**」を、認定審査会において計画内容を審査し花巻市が認定します。

※**農業経営改善計画の作成は、農業者が作成すること**となります。

※令和4年2月より、農林水産省共通申請サービスを利用しオンライン申請が可能になりました。申請アカウント発行には、数週間程度時間を要します。

※提出いただいた農業経営改善計画の内容は、担い手支援アドバイザーが確認して補足等を行います。

【お問い合わせ】

花巻市農林部農政課 0198-23-1400

認定農業者のメリット

【低利資金の融資】

○ **農業近代化資金** → P.37へ

施設・機械の取得、土地改良、運転資金に対して花巻市が0.5%を上限として利子補給を行います。

○ **農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）** → P.37へ

農地取得、施設・機械の取得、土地改良、長期運転資金に対して、貸付当初5年間、無利子となるよう国が利子補給を行います（上限2%）。

ただし、**利子補給の対象者は、「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた認定農業者となります。**

【税制】

○ **農業経営基盤強化準備金制度** → P.38へ

経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。さらに、5年以内にこの準備金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能です。

【経営所得安定対策】 → P.17へ

○ **収入減少影響緩和交付金（ナラシ）**

対象作物：米、麦、大豆等

※当年産収入額が標準的収入額を下回った場合、その差額の9割を農業者と国による積立金で補てん。（農業者1：国3）

○ **畑作物の直接支払交付金（ゲタ）**

対象作物：麦、大豆、そば、なたね等

※当年産の生産面積に基づく数量払（交付単価は品質区分に応じて増減）

法人化支援事業

地域の中心となる経営体の育成・確保のため農業経営の法人化等の取組の支援を行います。

○農業経営高度化支援事業（国事業）

雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化の取組に対して、1取組当たり定額25万円を補助します。

※事前に県の「農業経営・就農支援センター」への相談・経営診断等を受けることが交付の要件となります。

○担い手農業者等法人化支援事業（市単独事業）

担い手による一戸一法人の設立に対し、1取組当たり定額20万円を補助します。

※上記、農業経営高度化支援事業との同時交付は行いません。

※国の令和5年度方針により、内容が修正・変更になる可能性があります。内容が確定次第、修正・追記等いたします。

【お問い合わせ先】

花巻市農業推進協議会事務局

電話 0198-24-0606

花巻市農林部地域農業推進室

電話 0198-23-1400

研修会

花巻市農業推進協議会では、組織経営体を対象に農業経営に関連した研修会を開催しております。

○集落型経営体研究会

対象：組織担い手の集落営農組織、農地所有適格法人（旧名称：農業生産法人）等

○研修会内容

- ・ 経営所得安定対策等の制度の変更点
- ・ 新たな農業技術の紹介および振興作物等の栽培管理
- ・ 組織の決算および申告に向けての会計経理
- ・ 法人の経理・税務の取り組み
- ・ 法人化に向けての取り組み



○その他

例年、市が実施している集落営農経営実態調査の中で希望する研修内容の項目がありますので、記入をお願いします。

ちいさな一歩だけど、
目標は大きく・・・



【お問い合わせ先】

花巻市農業推進協議会事務局 電話 0198-24-0606
花巻市農林部農政課農業振興係 電話 0198-23-1400

グリーン・ツーリズムを推進します

花巻市の豊かな自然や、歴史ある文化、そして人との交流を楽しみたい旅行者に、様々な体験を提供する活動です。

農作業や農村生活、また食文化等を通じて、都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を推進します。

農作業などの体験メニュー

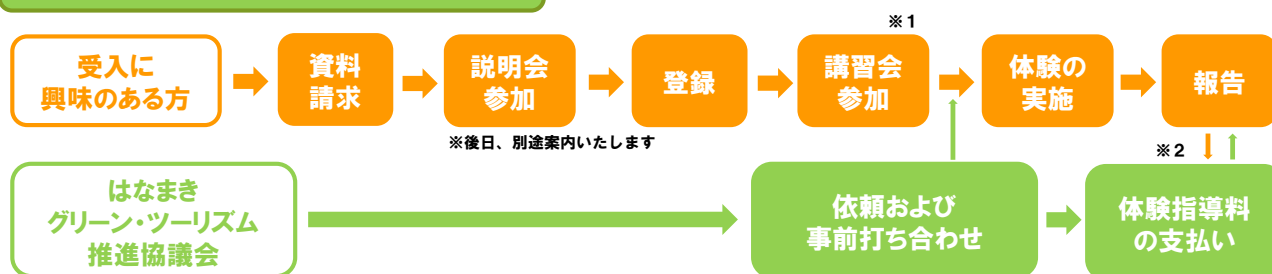
- ① 農業体験……野菜・果樹・花などの栽培、稲作体験、農作物の収穫など
- ② 自然体験……ガーデニング、川釣りなど
- ③ 食文化体験……こびり・みそ・豆腐・漬物づくり、そば打ち体験など
- ④ 文化・工芸体験……リース・クラフト作り体験、陶芸体験など
- ⑤ 生活体験……旅行者が民家に宿泊し、田舎の日常生活を体験する
(民泊、ホームステイ、ゲストハウスなど)

例えば…

家庭菜園で野菜を栽培しているから、旅行者と一緒に野菜づくりをやってみようかな？

農作業は指導できないけど、空き部屋があるから宿泊だけやってみようかしら？

体験受け入れまでの流れ



※1 岩手県が定める指針に基づき、安全・衛生管理に係る講習の受講(年1回以上)などの条件があります。

※2 体験受入をすると、体験指導料をお支払いします。(内容により料金に変更となる場合があります)

体験指導料の支払例【教育旅行R5年度基本料金】(宿舍賠償責任保険料250円を差し引いた振込金額です)

1泊2日(3食)…9,370円(「くらし体験」の体験指導料)×生徒の数

日 帰り(3食)…3,677円(「くらし体験」の体験指導料)×生徒の数

※ 教育旅行などの農業・農村体験において、受け入れ農家の補助をするボランティアスタッフを募集します。

◇お問い合わせ先

はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会事務局：JAいわて花巻 企画管理部企画課

TEL：0198-22-6288 FAX：0198-24-9178

※はなまきグリーン・ツーリズムホームページ

<https://www.jahanamaki.or.jp/green/index/>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畑地共通】

【認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和5年産～7年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け	5,930
	免税事業者向け	6,340
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	5,810
	免税事業者向け	6,160
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	4,850
	免税事業者向け	5,150

対象作物		平均交付単価
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け	8,630
	免税事業者向け	9,160
大豆 (円/60kg)	課税事業者向け	9,430
	免税事業者向け	9,840
てん菜 (円/t)	課税事業者向け	5,070
	免税事業者向け	5,290

対象作物		平均交付単価
でん粉原料用 ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け	14,280
	免税事業者向け	15,180
そば (円/45kg)	課税事業者向け	16,720
	免税事業者向け	17,550
なたね (円/60kg)	課税事業者向け	7,710
	免税事業者向け	8,130

注1: てん菜の基準糖度は、16.6度

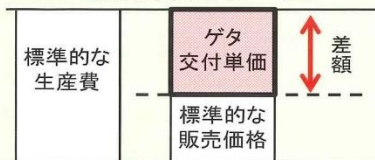
注2: でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.6%

面積払

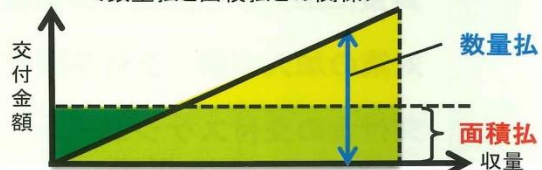
当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

2.0万円/10a（そばは、1.3万円/10a）

< 交付単価のイメージ >



< 数量払と面積払との関係 >



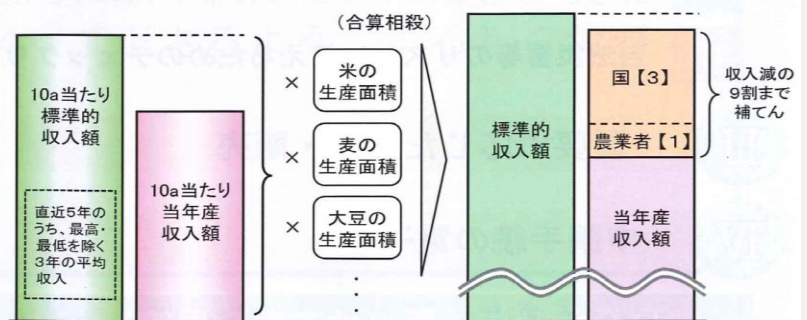
米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

【認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

〔 都道府県等地域単位 〕

〔 農業者単位で算定 〕

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。
(農業者と国が1対3の割合で拠出)
積立金は掛け捨てではありません。



担い手の経営安定を図ることを目的とした対策であることから、収入保険制度の導入以降、担い手を対象としたセーフティネット対策として、担い手経営安定法に基づき継続して実施しています。
令和5年産については、**令和5年6月30日までに**加入申請する必要があります。

収入保険制度導入以降、農業者は「収入保険」か「ナラシ対策」のどちらかを選択して加入することができます。

【お問い合わせ先】

- ・ゲタ・ナラシに関すること 花巻市農業推進協議会事務局 電話 0198-24-0606
花巻市農林部農政課農業振興係 電話 0198-23-1400
- ・収入保険に関すること 岩手県農業共済組合中部地域センター収穫共済課 電話 0198-23-5201

11 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

花巻米生産確立支援事業

米産地として気象条件に左右されない生産ができる土づくりを推進し、病害に負けない丈夫で食味の良い米の安定的な生産を図るため、ケイ酸を含む土壌改良資材投入経費の一部を支援します。

「銀河のしずく」「ひとめぼれ」の生産には、ケイ酸を含む土壌改良資材を活用しましょう！！

支援対象者

花巻市内の認定方針作成者に参画している農業者等

支援内容

主食用米及び加工用米を生産する水田に投入する「ケイ酸を含む土壌改良資材」の購入経費に対して、4割（市が3割、認定方針作成者が1割）を支援します。

※ 資材購入経費に対する支援額は、認定方針作成者に出荷した数量から補助対象面積を算定し、10aあたり4,000円を上限とします。

※ 花巻市内の認定方針作成者から購入した資材を支援の対象とします。

補助対象となる資材購入期間

令和5年4月1日から令和6年3月15日まで

対象資材一覧

商品名	ケイ酸分	成分量	施用量（目安）	
賢治の教え1号	20kg	23%	4.6kg	60kg～80kg
賢治の教え2号	20kg	23%	4.6kg	60kg～80kg
ケイカル（粒）	20kg	30%	6kg	100kg～200kg
シリカ未来	20kg	21%	4.2kg	60kg～100kg
みつパワー	20kg	25%	5kg	80kg
スーパーミネラル（粒）	20kg	45%	9kg	60kg～80kg
ケイテック（粒）	15kg	30%～40%	4.5kg～6kg	45kg～60kg
ハイグリーン（粒）	20kg	16%	2.4kg	30kg
シリカ21（粒）	20kg	73%	14.5kg	40kg
ソフトシリカ	20kg	73%	14.5kg	40kg
ミネアルファ	20kg	25%	5kg	60kg～100kg
オーケーゾル	15kg	66.7%	10kg	40kg
タキグリーン	20kg	24%	4.8kg	80kg

【お問い合わせ先】

参画している認定方針作成者にお問い合わせください。

水田農業経営安定対策事業（7事業）

水田農業を中心とした担い手の育成確保や農業経営の安定を図るため、花巻農業協同組合等が実施する下記の事業に支援します。

①アスパラガス産地確立事業

- ・新規に導入する方や増反する方を対象として、支柱や種苗、土壌改良資材等に係る経費、雨よけのための被覆資材に係る経費（面積要件3a以上）
対象面積 3a以上 購入経費の1/2以内（市1/4以内・花巻農協1/4以内）

②園芸生産拡大支援事業

- ・野菜（果菜類5品目）やりんどう、小菊栽培に係る支柱や遮熱資材に係る経費
経費の1/2以内（市1/4以内・花巻農協1/4以内）
- ・野菜（果菜類5品目）及び花き（8品目）の苗とねぎ種子の購入に係る経費（面積要件2a以上）
経費の1/10以内（市1/20以内・花巻農協1/20以内）
- ・りんどう、カンパニュラ、グラジオラスの種苗に係る経費（面積要件2a以上等）

**切花りんどう**

- 県品種 : 経費の1/3以内（市1/6以内・花巻農協1/6以内）
- 地域オリジナル品種 : 経費の1/2以内（市1/4以内・花巻農協1/4以内）
- 種苗会社等品種 : 経費の1/4以内（市1/8以内・花巻農協1/8以内）

鉢花りんどう

- 栄養系品種 : 経費の1/3以内（市1/6以内・花巻農協1/6以内）
- 種子系（育苗苗） : 経費の1/3以内（市1/6以内・花巻農協1/6以内）

カンパニュラ、グラジオラス : 経費の1/3以内（市1/6以内・花巻農協1/6以内）

- ・カンパニュラ栽培の電照セット導入に係る経費
経費の1/2以内（市1/4以内・花巻農協1/4以内）
- ・業務加工用たまねぎの種苗費、加工ねぎの種苗及び培土に係る経費
経費の1/3以内（市1/6以内・花巻農協1/6以内）
※春植えたたまねぎは補助上限額（市、花巻農協各25万円）

**③果樹産地育成支援事業**

- ・優良品種への新植や改植のための苗木や支柱等に係る経費（面積要件2a以上）
経費の1/2以内（市1/4以内・花巻農協1/4以内）
- ・ぶどう栽培5年以内の新規栽培者や担い手を対象に、老朽化した生食用ぶどう棚の補修に係る経費や、シャインマスカット栽培の雨よけ施設化に係る経費・灌水装置設置に係る経費。

経費の1/2以内（市1/4以内・花巻農協1/4以内）

- ※ぶどう棚補修（面積要件1a以上） 補助上限額（市、花巻農協各12万5千円/10a）
- ※雨よけ施設化（面積要件10a以上） 補助上限額（市、花巻農協各55万円/10a）
- ※灌水装置設置（面積要件1a以上） 補助上限額（市、花巻農協各10万円/10a）



④反収向上対策事業

- ・果菜類やアスパラガス圃場への自動点滴灌水装置の導入に係る経費
経費の1/2以内(市1/4以内・花巻農協1/4以内)
補助上限額(市、花巻農協各12万5千円/1台)
- ・米穀生産から園芸品目へ転換する際の排水対策や堆肥等に係る経費(面積要件10a以上)
経費の1/2以内(市1/4以内・花巻農協1/4以内)
- ・果菜類のハウス保温資材や露地トンネル被覆資材に係る経費(面積要件1a以上)
経費の1/2以内(市1/4以内・花巻農協1/4以内)
- ・ハウス栽培における環境制御装置(自動換気装置)導入に係る経費
経費の1/2以内(市1/4以内・花巻農協1/4以内)
補助上限額(市、花巻農協各15万円/1台)
- ・ハウス防虫ネット、防草マット資材の導入に係る経費(面積要件2a以上)
経費の1/2以内(市1/4以内・花巻農協1/4以内)

⑤環境保全型農業推進対策事業

- ・農業用廃プラスチックの処理に係る経費

⑥基礎雌牛増頭推進事業

- ・肉用繁殖牛および乳用牛の地域内導入や、自家保留に係る経費
1頭あたり7万円以内(市1/2以内・花巻農協1/2以内)

⑦花巻産牛銘柄確立対策事業

- ・花巻市産の肥育用素牛の導入並びに自家保留にかかる経費
1頭あたり4万円以内(市1/2以内・花巻農協1/2以内)

【お問い合わせ先】花巻農業協同組合営農部営農企画課 電話：0198-23-0985

園芸産地確立推進事業費補助

水田の作付転換を行い、農業経営の安定化及び継続した水田活用の推進を図るため、生産基盤の早期拡大と生産能力強化に向けた花巻農業協同組合等が実施する下記の事業に支援します。

- ・ねぎの新規作付、増反、継続に取り組む農業経営体に対し、栽培に必要な機械導入に係る経費
新規、増反 経費の5/6以内(市2/6以内・花巻農協3/6以内)
継続 経費の4/6以内(市2/6以内・花巻農協2/6以内)

補助上限：10a以上 50万円、30a以上 100万円、50a以上 200万円

- ・地域重点品目を生産し防除能力の増強に取り組む農業経営体に対し、防除能力増強に係る経費(面積要件10a以上 ※施設栽培のみの場合は5a以上)

経費の4/6以内

(市2/6以内・花巻農協2/6以内) 補助上限 10a以上 上限 30万円

※地域重点品目

アスパラガス、きゅうり、トマト、ミニトマト、なす、ねぎ、ピーマン
りんどう、小菊、トルコギキョウ、カンパニュラ、鉢花

【お問い合わせ先】花巻農業協同組合営農部園芸販売課 電話：0198-22-6217

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、消費需要の減少により枝肉価格が低迷し肉用牛肥育農家の経営悪化が懸念されていることから、意欲ある肉用牛肥育農家の肥育素牛導入を支援し、肉用牛生産基盤の維持・強化を図ります。

事業名：肥育経営安定緊急支援事業

肥育経営安定緊急支援事業とは

花巻産牛銘柄確立緊急対策補助金

花巻市内で生産された黒毛和種の子牛を肥育素牛として自家保留又は県内市場から導入し、市内の農場で肥育後出荷する場合に**1頭当たり23,000円以内**の額を支援します。(1経営当たり導入頭数上限20頭)

事業実施主体

花巻産牛銘柄確立緊急対策補助金

市内で肉用牛を肥育する肥育事業者及び肥育事業者と事務委託契約を締結している花巻農業協同組合とします。

お問い合わせ先

花巻市農林部農政課畜産振興係 TEL：0198-23-1400

肉用繁殖牛の増頭と高齢者の福祉向上を図るため、繁殖用雌牛を貸付します。

事業名：高齢者等肉用牛飼育型事業

(1) 貸付対象者

市内に住所を有する60歳以上の方で、肉用牛の飼養経験があり、適切な飼養管理ができる方。ただし、関係法令により、大迫、東和地域については、60歳未満の方も申込み可能です。(1経営当たり2頭)

(2) 貸付対象雌牛及び貸付期間

○育成牛
(生後4か月齢以上18か月齢未満)

貸付期間：5年

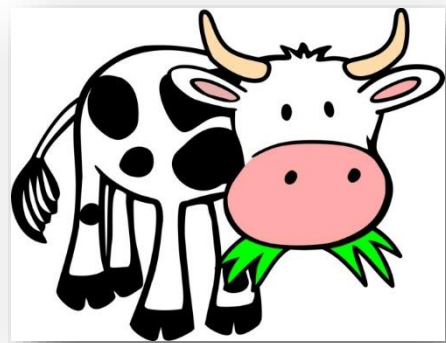
○成牛
(生後18か月齢以上4歳未満)

貸付期間：3年

○上限単価 **836,000円/頭** (消費税・市場手数料込)

(3) 譲渡

貸付期間内に貸付牛の購入価格相当額を市に納付すると、貸付牛は飼養者に譲渡されます。



お問い合わせ先

花巻市農林部農政課畜産振興係 TEL: 0198-23-1400

市営牧野に放牧し、低コスト化を図りましょう。

●放牧のメリット

【経営面】

- ・ 預託期間中の労働時間が軽減されます。
- ・ 牧野を活用することで規模拡大が可能です。
- ・ 土地不足、労力不足を補えます。
- ・ 預託期間中の家畜ふん尿処理量が軽減されます。
- ・ 預託期間中のえさ、敷ワラが不要になります。



【育成面】

- ・ 繁殖牛の繁殖成績の向上や、繁殖障害の治療効果が期待できます。
- ・ 第一胃の発達で食い込みが良くなります。
- ・ 骨格、内臓が発達し、生産性（繁殖効率・産乳性）の向上が期待できます。
- ・ 栄養豊富な青草を食べるので発育成績が良好です。

○大迫宇瀬水牧野

【放牧期間】 5月1日～10月31日（多少前後する場合があります）

【放牧料金】 1日1頭につき

	6ヶ月未満	6ヶ月以上 12ヶ月未満	12ヶ月以上 18ヶ月未満	18ヶ月以上	市外については2割増し
乳用牛	80円	160円	240円	290円	
肉用牛	70円	140円	230円	280円	
馬	60円	120円	180円	250円	
その他	50円	50円	80円	80円	

お問い合わせ先：花巻市大迫総合支所地域振興課産業係(0198-41-3122)

○東和五輪牧野

【放牧期間】 5月1日～10月30日（多少前後する場合があります）

【放牧料金】 1日1頭につき

	6ヶ月未満	6ヶ月以上 18ヶ月未満	18ヶ月以上	6ヶ月以上 12ヶ月未満	12ヶ月以上
乳用牛	140円	220円	285円		
肉用牛	140円	210円	265円		
その他				58円	80円

お問い合わせ先：花巻市東和総合支所地域振興課産業係(0198-41-6512)

肉豚、ブロイラー、肥育牛の経営安定対策事業に拠出する負担金の一部を助成します。




経営安定対策事業とは？

肉豚、肥育牛については、粗収益が生産コストを下回った場合、差額の9割を補てんします。

ブロイラーについては、指標価格が保証基準価格を下回った場合に、差額の9割以内を補てんします。

経営安定対策事業のメリット

畜産物価格の変動によらず一定の収入が保障されるため、畜産経営に安心して取組むことができます。

事業名	事業の対象	補助率
○肉豚経営安定交付金制度 	農畜産業振興機構の「 肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン） 」に、R5年度中に拠出する生産者積立金に対して予算の範囲内で助成する	生産者積立金の2/8 （花巻市1/8、岩手県1/8） ※花巻農協に事務委託する場合、農協よりさらに2/8
○ブロイラー価格安定対策事業 	岩手県農畜産物価格安定基金協会の「 ブロイラー価格安定対策事業 」に、R5年度中に拠出する生産者積立金に対して予算の範囲内で助成する	生産者積立金の5/8 （花巻市0.5/8、岩手県1/8、岩手県チキン組合3.5/8）
○肉用牛肥育経営安定交付金制度 	農畜産業振興機構の「 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン） 」に、R5年度中に拠出する生産者積立金に対して予算の範囲内で助成する。	生産者積立金の1/8 （花巻市1/8） ※花巻農協に事務委託する場合、農協よりさらに1/8

お問い合わせ先

花巻市農林部農政課畜産振興係 TEL: 0198-23-1400

牛の呼吸器病及び牛ウイルス性下痢・粘膜症のまん延を予防し、家畜の健康保持と畜産農家の経済的損失を防止するため、牛6種混合ワクチンを接種する費用について補助します。

事業名：家畜防疫対策事業

事業内容

①事業対象

- ・牛6種混合ワクチン接種費用

②事業実施主体

- ・市内の畜産経営体又は生産者団体

③補助率

- ・1頭あたり200円

市の補助のほか、花巻農協組合員については花巻農協より200円の補助があります。



優良な乳用後継牛の効率的な確保により酪農家の生産基盤体制の強化を図るため、雌雄性判別精液を利用する費用について補助します。

事業名：優良乳用牛確保対策事業

事業内容

①事業対象

- ・乳用牛へ雌雄性判別精液を利用する場合に要する経費

②事業実施主体

- ・市内の酪農家

③補助率

- ・1頭あたり3,000円（ただし1頭あたり2本まで）

お問い合わせ先

花巻市農林部農政課畜産振興係 TEL: 0198-23-1400

畜産経営の基盤強化を図るため、簡易畜舎の新築・増改築や機械導入、電気牧柵設置、ほ場排水改善整備、畜産関連 I C T 機器導入、草地更新種子購入の費用について補助します。

○畜産基盤強化対策事業

事業実施主体：畜産農家又は営農集団

事業種類	対象	補助率
施設整備	畜舎及び付帯設備等の新築、増築及び改築	1/5（上限200,000円）
低コスト生産管理用機械導入	生産性が向上する機械の導入 ※上記のうち粗飼料生産専用機械の導入	1/5（上限200,000円） ※1/3（上限500,000円）
電気牧柵設置	家畜を放牧するための電気牧柵の設置	1/2（上限70,000円）
草地等排水改善整備	草地等の排水性改善に資する、土層改良の作業委託	1/2（上限25,000円）
畜産関連 I C T 機器導入	畜産に関連する I C T 機器の導入	1/5（上限80,000円）
ほ場草地更新整備	自己の所有する草地を更新する際の種子の購入	1/2（ただし、10アールあたり2,000円とし、上限40,000円）
稲わら収集機械整備	耕種農家による稲わら収集機械の導入(耕畜連携)	1/3（上限500,000円）

○畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業（畜産クラスター事業）

事業実施主体：クラスター計画に位置付けられた中心的経営体（畜産を営む者（機械導入）、3年以内に法人化することが見込まれる畜産経営体（施設整備）、法人、営農団体等）

事業種類	経費	補助率
施設整備事業	地域の畜産の収益性の向上に資する施設整備に要する経費	1/2以内の額
機械導入事業	生産コストの低減等に資する、リース方式や購入方式による機械装置の導入に要する経費	1/2以内の額

お問い合わせ先 花巻市農林部農政課畜産振興係

TEL: 0198-23-1400

新型コロナウイルス感染症拡大やロシアによるウクライナ侵攻の影響により飼料価格が高騰し畜産経営体の経営悪化が懸念されていることから、輸入粗飼料、国産粗飼料、配合飼料を購入した経費の一部を助成します。

事業名：飼料購入緊急支援事業

飼料購入緊急支援事業の内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに花巻市内で飼養する家畜に対して給与するため購入した輸入乾牧草・国産乾牧草及び配合飼料の経費を以下の割合で助成します。ただし、稲わらは除きます。なお、単味飼料や配合飼料の原料、栄養剤・添加剤等は対象となりません。

輸入乾牧草… 1トンあたり15,000円

国産乾牧草… 1トンあたり 2,500円

配合飼料 … 1トンあたり 1,000円

事業の対象

花巻市内において家畜を飼養する農家、法人等(畜産により生計を立てている者)。なお、愛玩目的により飼養している家畜は除きます。

また、助成の対象は花巻市内で飼養している家畜に給与するために購入した飼料に限ります。

お問い合わせ先

花巻市農林部農政課畜産振興係 TEL: 0198-23-1400

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動に支援する
“多面的機能支払制度”があります。（6月申請9～11月交付予定）

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動

◎単価表（単価：円／10a）

	①農地維持支払	②資源向上支払※1 （地域資源の質的向上を図る共同活動）	③資源向上支払※2、3 （施設の長寿命化のための活動）
田	3,000	2,400	4,400
畑※4	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

[農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用]

※1：②は、①と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の活動に取り組む地域は、③が加算され②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

※5：加算措置として、更なる増進支援や共同力の深化支援、広域化支援などがある

お問い合わせ先 花巻市農林部農村林務課農村整備係 TEL: 0198-23-1400

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援する “中山間地域等直接支払制度”があります。(6月申請10月交付予定)

平成12年度から続く中山間地域等直接支払制度は、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な制度として、第5期対策(令和2～6年度)が実施されております。

【対象地域】

地域振興9法等指定地域及び知事が定める特認地域

※花巻市においては、湯口地区、太田地区、笹間地区、矢沢地区、石鳥谷町石鳥谷地区、八重畑地区、新堀地区、大迫町全域、東和町全域

【対象者】

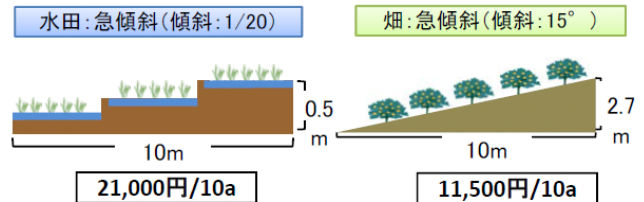
集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【対象活動】

集落で話し合いの上、活動内容(=共同取組活動)を取り決め、集落協定を締結して、締結した集落協定の内容に基づいて、5年間以上農業生産活動を継続すること。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15度～)	11,500
	緩傾斜(8度～)	3,500



【加算措置】

高齢化、人口減少などにより、農業生産活動の継続が心配されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが継続されるようにするための加算

- ① 棚田地域振興活動加算(新規) (単価10,000円/10a,超急傾斜は14,000円/10a)
認定棚田地域振興活動計画に基づき振興を図る取組を支援するもの
- ② 超急傾斜農地保全管理加算(単価 6,000円/10a)
超急傾斜農地(田:1/10以上、畑:20度以上)の保全等の取組を支援するもの
- ③ 集落協定広域化加算(単価 3,000円/10a)
他集落を含む広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援するもの
- ④ 集落機能強化加算(新規)(単価 3,000円/10a)
人材確保や営農以外の集落機能を強化する取組を支援するもの
- ⑤ 生産性向上加算(新規)(単価 3,000円/10a)
生産性向上を図る取組を支援するもの

【多面的機能支払との関係】中山間地域等直接支払制度に取組む集落が多面的機能支払制度に取組む場合には、農地法面等の草刈り・水路の泥上げ等の基礎的保全活動などを多面的機能支払から優先的に支出する、多面的機能を増進する活動を重複させないなどの活動内容の調整を必要となります。

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する“環境保全型農業直接支払制度”があります。

【6月申請3月交付】

【支援の内容】

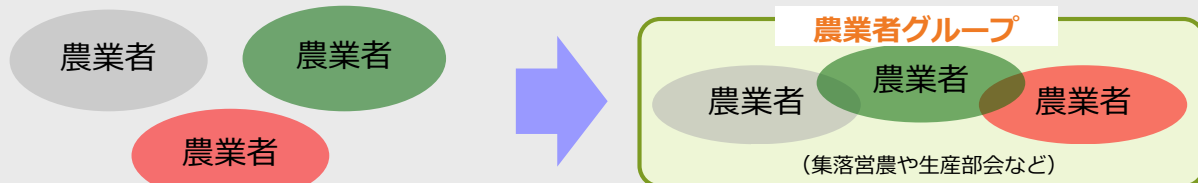
化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う、以下の対象取組に対して支援を行います。【令和4年度参考単価】

	対象取組	支援単価 (国と地方の合計)
全国 共通 取組	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	12,000円/10a (3,000円/10a)
	堆肥の施用 【炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用】	4,400円/10a
	カバークロープ(緑肥)の作付け	6,000円/10a
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円/10a (3,200円/10a)
	草生栽培	5,000円/10a
	不耕起播種	3,000円/10a
	長期中干し	800円/10a
	秋耕	800円/10a
地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組	3,000円～8,000円/10a	

支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合、支援の対象は1つの取組み分となります。(予算の範囲内で交付金を交付するものであり、申請額が予算額を上回った場合は、交付金が減額されることがあります。)

【対象者】

多面的機能発揮促進法に基づき、農業者グループでの申請が基本になります。



【お問い合わせ先】

花巻市農林部農政課農業振興係 電話 0198-23-1400

電気柵の設置にかかる補助

農産物や林産物への被害を防止するための電気柵を設置する経費に対して補助します。

※必ず設置前にご相談ください。

【対象者】

市内に住所があり、農作物等に被害を受けているか被害を受ける恐れがあると認められる方または団体

【対象経費】

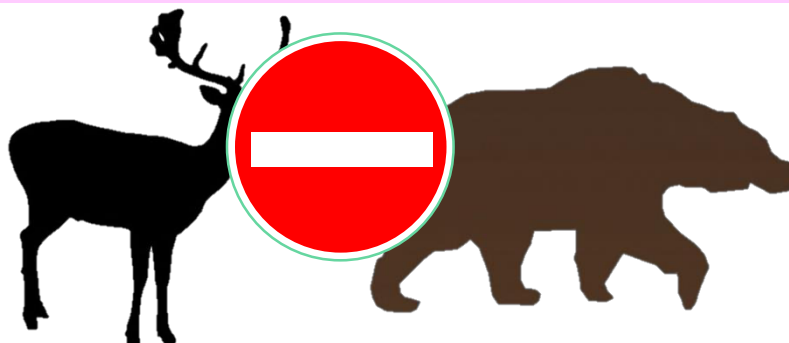
電気柵の設置に要する経費

【補助率】

個人申請 2 / 3

団体申請 3 / 4

※団体とは農地が隣接する3戸以上の組織（農業者1名以上を含むこと）



ハクビシン等小動物用ワナの貸し出し

ハクビシンなどの小動物は、狩猟免許等をお持ちでなくても箱ワナによる捕獲を許可できる場合があります。

箱ワナによる捕獲を実施する際に、ワナの貸し出しを行っておりますのでご相談ください。

《注意》

ハクビシンに限らず野生鳥獣を捕獲する場合には捕獲許可を得る必要があります。（狩猟制度に基づき狩猟鳥獣を捕獲する場合を除く）

【お問い合わせ先】

花巻市農林部農村林務課林務係

0198-23-1400



①強い農業づくり総合支援交付金事業（国事業）

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設等の整備を支援します。

産地基幹施設等支援タイプ

地域において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設の導入を支援します。

- ・助成対象：農業用の産地基幹施設（集出荷施設等）
- ・補助率：1 / 2 以内
- ・上限額：20億円

②農地利用効率化等支援交付金

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

○助成対象者

認定農業者、認定新規就農者などの人・農地プランに位置付けられた者

○補助率

補助対象事業費の3 / 10 以内

○補助上限額

300万円

○その他要件

自己資金分については、金融機関から融資を受けることが要件です。

※現段階で事業の詳細内容等が確定していませんので、わかりしだいお知らせします。

※次年度事業要望の取りまとめを9～10月に行う予定としており、改めて周知します。その他国の補正事業については、随時お知らせします。

※農用地区域内に農業用施設を建設する際には、農用地区域の用途変更や農地転用を必要とする場合があります。

【お問い合わせ】

花巻市農林部農政課農政係 0198-23-1400

③地域農業計画実践支援事業（県事業）

地域計画等の実現のため、地域の中心となる経営体の規模拡大や地域資源を活用した多角化の取組、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成などに必要な機械・施設等の整備を支援します。

★担い手育成型

地域計画等の実現に向けた取組に必要な機械・施設等の導入を支援

◎対象品目等：園芸等、畜産

支援対象：中心経営体である法人、中心経営体で組織する団体、農協の生産部会 等

補助率：1/2(県1/3、市1/6) ※上限2,000万円(牛舎は5,000万円)

【事業実施主体の特例】(1戸以上)

支援対象：組織化が困難な一定要件を満たす1戸以上の中心経営体

補助率：3/10(県2/10、市町村1/10) ※上限1,000万円

◎対象品目等：土地利用型作物(米、麦、大豆、そば)

支援対象：中心経営体である集落営農組織(法人は除く)

補助率：3/10(県2/10、市町村1/10) ※上限1,000万円

★地域資源活用型

自らが生産又は採取した農畜産物を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取り組む場合に必要な機械・施設等の導入を支援

◎対象品目等：流通・加工処理機械施設整備

支援対象：中心経営体である法人、中心経営体等で組織する団体

補助率：1/2(県1/3、市町村1/6) ※上限2,000万円

★リーディング経営体育成型

リーディング経営体の目標達成に必要な機械・施設等の導入を支援

◎対象品目等：担い手育成型、地域資源活用型と同等

支援対象：次の条件を全て満たす者

①中心経営体

②認定農業者

③経営発展計画を作成し、リーディング経営体の目標に取り組む者

補助率：1/2(県1/3、市町村1/6) ※上限1,500万円

※次年度事業要望の取りまとめを9～10月に行う予定としており、改めて周知します。

※農用区域内に農業用施設を建設する際には、農用区域の用途変更や農地転用を必要とする場合があります。

【お問い合わせ】

花巻市農林部農政課農政係 0198-23-1400

④花巻市中山間地域農業継続支援事業（市事業）

市内の中山間地域内農地において認定農業者等が、今後も農業を継続していくために必要な農業機械や施設等の導入を支援します。

○助成対象者

以下の要件を全て満たすもの

- ・耕作権を有する農地のうち「**中山間地域内農地**」の面積が**5割以上**である者又は**50アール以上**である者

※「中山間地域内農地」:中山間地域等直接支払交付金の交付対象としている農地

- ・**認定農業者**又は**中心経営体**である者
- ・**個人経営体**である者

○補助対象経費

農業用機械、施設及び資材等の導入に要する経費

《農業用機械》

トラクター、田植機、コンバイン、草刈機械、動力噴霧器、管理機、運搬車など

《農業用施設》

果樹棚、園芸ハウスなど

○補助率、補助上限額

補助対象経費の3/10以内とし、100万円を上限とする

○募集時期・補助金交付時期

随時、対応しています。

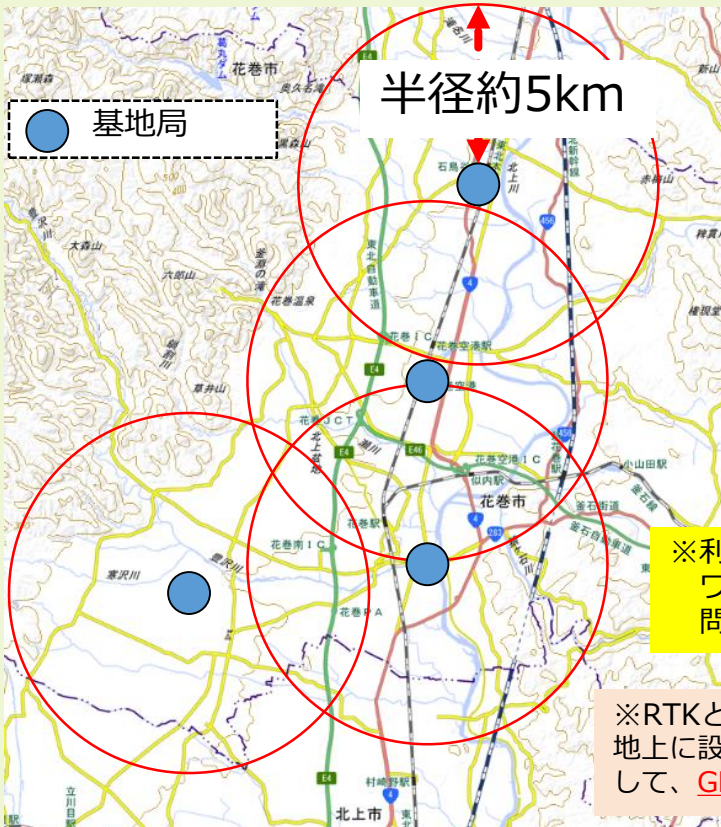
※農用地区域内に農業用施設を建設する際には、農用地区域の用途変更や農地転用を必要とする場合があります。

【お問い合わせ】

花巻市農林部農政課農政係 0198-23-1400

ICT技術等を活用した**スマート農業**の推進に向けた取り組みについて支援を行っています。

市によるRTK-GPS地上基地局の設置



【基地局の概要】

花巻市内の北上川沿いの**全平場地域**を受信対象に基地局を4基設置

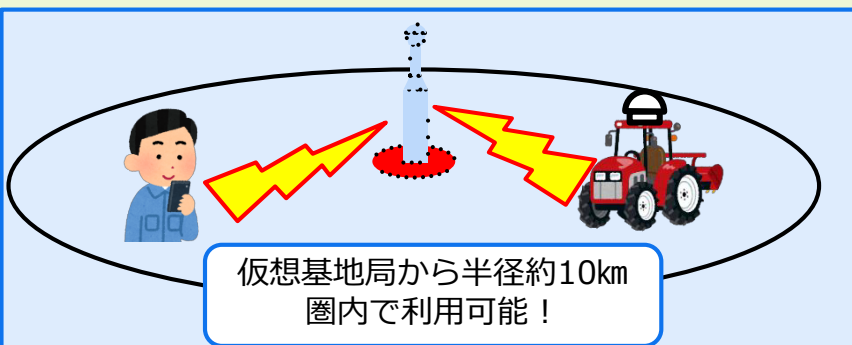
高精度（誤差2～3cm）の位置測位情報を**無償**で利用可能

※利用には申請の上、使用機器へID・パスワードの入力が必要です。希望の方は以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

※RTKとは…
地上に設置した基地局から発信する補正信号を受信して、**GPS測位の精度を向上させる**システムです。

J A全農いわてが提供するV-ネックス仮想基地局

全農いわてでは、県内各所にRTKの一種であるVネックス仮想基地局を設置しており、市内にも3か所設置されています（場所は下記参照）。精度は上記の市設置基地局と同様です。こちらの利用料は有料となりますが、構造物の影に入ったりしても通信が安定していたり、安価な自動操舵システムを動かしたりするなど特有のメリットがあります。使用料は、市の補助事業の対象にもなります。ご不明な点は、詳細は下記までお問い合わせください。



位置場所目安

湯口振興センター

八幡振興センター

東和中学校

ICT技術等を活用した**スマート農業**の推進に向けた取り組みについて支援を行っています。

スマート農業機械等の導入に対する支援

補助内容	補助対象者	補助率等
<p>① 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載のある技術を用いているスマート農業機器等の本体及び運用に必要な付属品一式（ソフトウェア、情報通信機器その他の農業経営以外への汎用性が高いものを除く。）の導入経費（自動操舵システム一式が内蔵されている農業用機械本体を購入する場合にあっては、その本体価格と標準型車両本体価格との差額とする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 集落営農組織 ・ 人・農地プランの中心経営体 ・ 認定農業者等で組織する団体 	<p>補助率：3/10 上 限：100万円 （既に本補助金を受けた機器と同様の機器の導入に要する経費を除く。）</p>
<p>② RTK-GPS基地局（ネットワーク型RTKを含む）及び付属品一式（ソフトウェア、情報通信機器その他の農業経営以外への汎用性が高いものを除く。）の導入経費</p>		補助率： 1/2 （1経営体につき累計3人まで）
<p>③ 農業用ドローンの教習費用</p>		

※ 事業の活用を検討される場合は、機器の購入、教習の受講前に事前に農政課までご相談ください（補助金の交付には事前の相談が必要です）。

※ 予算に限りがありますので交付を希望される場合は、お早めにご相談をお願いします。

認定農業者等が農業経営の改善等を行うために、制度資金が利用できます。【随時申請】

	資金	貸付対象者	貸付金利	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者 (注1・2)	0.55～ 1.00% (注2)	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (特認 6億円) 法人 10億円 (特認30億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者 (注3)	1.00%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人5億円
	農業改良資金 (注4)	個別法に基づく農業改良資金通法の特例適用者 (注5)	無利子	12年以内 (据え置き最大5年以内)	個人 5,000万円 法人 1.5億円
農協等	農業近代化資金	認定農業者 (注1・2)	0.55～ 0.85%	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		認定新規就農者	1.00%	17年以内 (据置5年以内)	
		主業農業者 (注3)		15年以内 (据置3年以内)	
	農業経営改善促進資金 (スーパーS)	認定農業者 (注1)	1.50%	1年以内	個人500万円 法人2,000万円

- (注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- (注2) 「実質化された人・農地プランの中心経営体」に位置付けられている認定農業者については、貸付当初5年間は無利子になるよう国が利子助成を行います(上限2%)。
- (注3) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあたっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあつては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。
- (注4) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- (注5) 個別法(略称)は次のとおりです。
持続農業法、農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法、みどりの食料システム法
- (注6) 金利は令和5年3月20日現在のものです。

【お問い合わせ】 日本政策金融公庫盛岡支店 農林水産事業担当

019-653-5121

21 将来の農地や建物・機械等の取得に備えて自己資金を確保したい

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

（特例措置の内容）

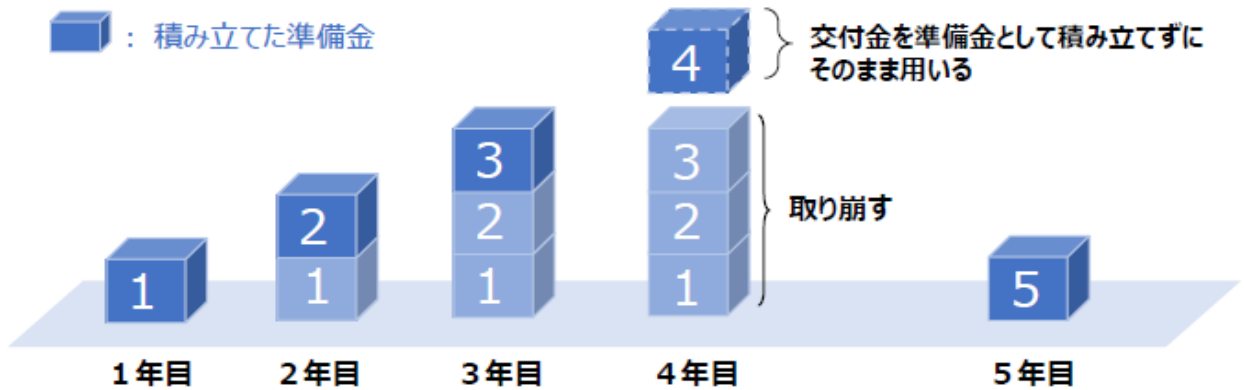
- 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金^注を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、**圧縮記帳**※1 できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出）をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

（例）3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



準備金の積立

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

（積立でない交付金は、課税対象）



農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

注：積立てた翌年度（度）から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象になります（H28年に積み立てた準備金は、R4年に5年を経過し、R4年の所得の計算上、総収入金額に算入されます）。

【お問い合わせ】 東北農政局岩手県拠点 019-624-1125

松くい虫被害木や地域資源の有効活用を促進させるため、針葉樹を対象に小口での木材買い取りを行います。

◆買い取り対象

市内で伐採した針葉樹（間伐材、屋敷林を伐採した木、松くい虫被害木など）

◆木材搬入受け入れ日時

※市ホームページ又は広報でお知らせします。

◆木材搬入場所

中根子ステーション [花巻市中根子字式拾式神明4-10]

大迫ステーション [花巻市大迫町大迫第1地割4]

三郎堤ステーション [花巻市幸田第8地割408-1]

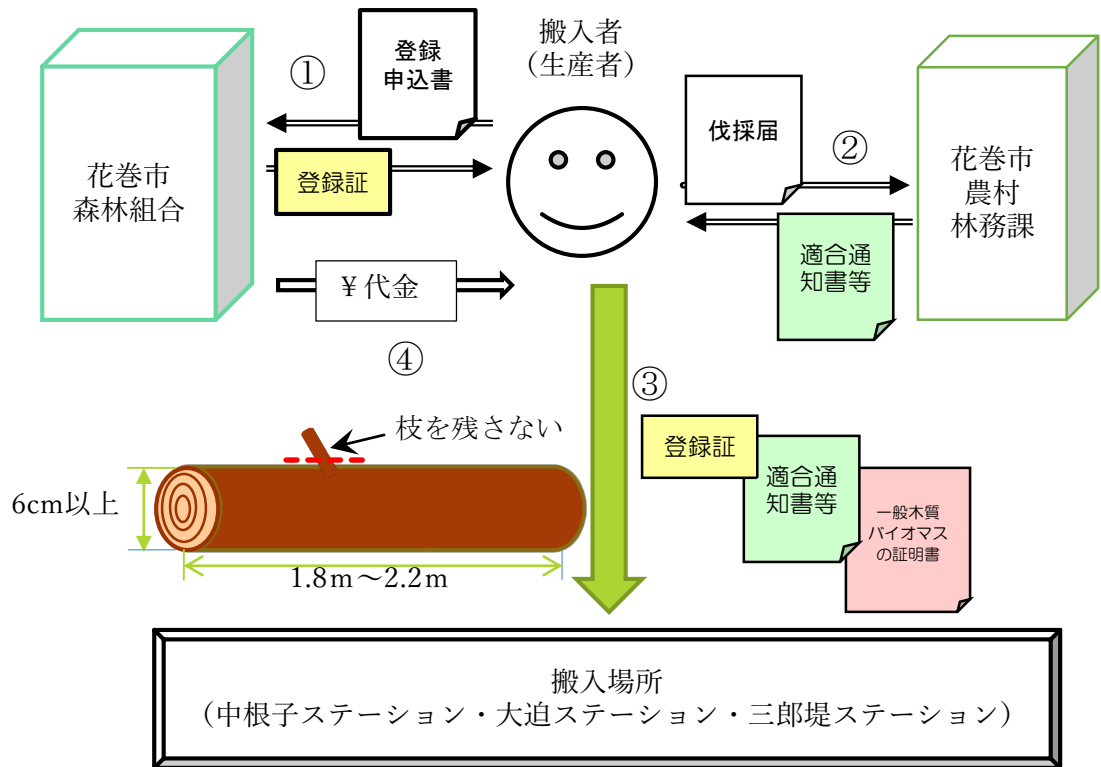
◆買い取り単価

1 tあたり 3,500円

※別途、取扱手数料がかかります。

※間伐材や森林経営計画材等は、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく事業者認定を受けた場合に単価が高くなります。詳しくは花巻市森林組合までお問い合わせください。

★手続きの流れ



◇お問い合わせ先

花巻市森林組合

本所 花巻市葛第3地割183-1 TEL : 0198-41-4555

農業者等による6次産業化の取り組みや中小企業者の競争力の強化を行う場合は、他関係機関が担当する事業の活用も可能です。

6次産業化関係

事業名	事業内容	補助率
花巻市農商工連携事業補助金	花巻産農畜産物を活用した加工品の開発や販路開拓、加工施設及び機械等の整備に対する支援。	【加工品開発】 補助率1/2（上限200万円） 【加工施設・機械整備】 補助率1/3（上限100万円）

◇お問い合わせ先

花巻市農林部農政課 TEL：0198-23-1400

産業支援関係（中小企業事業者用）

事業名	事業内容及び補助対象経費	補助率
① 企業競争力強化支援事業	【事業内容】 地域における経済の活性化と産業構造の高度化、雇用の安定確保を図るため、付加価値創造や新製品・新技術の開発に対する支援。 【補助対象経費】 ・共同研究開発経費及び実施に直接要する経費（上限25万円） ・展示会の出展にかかる経費（上限15万円）	1/2 (対象経費によって限度額が異なる)
② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業	【事業内容】 生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。 【補助対象経費】 ・革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資に係る費用	【通常枠】 中小1/2、 小規模2/3 (上限750万円～1,250万円) ※従業員数により補助上限額が異なります。

◇お問い合わせ先

①について 花巻市商工観光部商工労政課 TEL：0198-41-3536

②について ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL：050-8880-4053

お問い合わせ先

ご紹介した各種支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

(お問い合わせの際に、活用ガイドの番号と事業名をお知らせください。)

名 称	住 所 電話番号
花巻市農林部 農政課	花巻市野田 3 3 5 - 2 0 1 9 8 - 2 3 - 1 4 0 0
花巻市農林部 農村林務課	花巻市野田 3 3 5 - 2 0 1 9 8 - 2 3 - 1 4 0 0
花巻市大迫総合支所 地域振興課産業係	花巻市大迫町大迫 2 - 5 1 - 4 0 1 9 8 - 4 1 - 3 1 2 2
花巻市石鳥谷総合支所 地域振興課産業係	花巻市石鳥谷町八幡 4 - 1 6 1 0 1 9 8 - 4 1 - 3 4 4 2
花巻市東和総合支所 地域振興課産業係	花巻市東和町土沢 8 区 6 0 0 1 9 8 - 4 1 - 6 5 1 2
花巻市農業委員会 事務局	花巻市野田 3 0 7 - 2 0 1 9 8 - 2 4 - 7 9 1 1

